

令和4年第7回富山県教育委員会議事日程

6月27日（月）午後1時00分

県民会館611号室

1 会議録の承認について

令和4年5月26日開催の令和4年第6回富山県教育委員会会議録の承認について

2 議決事項

議案第15号 富山県教育職員免許状に関する規則一部改正の件

教職員課長より説明し、原案のとおり可決した。

3 報告事項

(1) 臨時代理について（令和4年6月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）

教育企画課長より説明した。

(2) 令和5年度富山県公立学校教員採用選考検査志願状況について

教職員課長より説明した。

4 今後の教育委員会等の日程について

5 議決事項

議案第16号 令和5年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択の件

小中学校課長より説明し、原案のとおり可決した。

議案第17号 富山県いじめ防止対策推進委員会委員任命の件

小中学校課長より説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第16号及び議案第17号は非公開となりました。

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

教職員課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、必要性	<p>教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）により教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等が改正され、免許更新制の発展的解消が行われたことに伴い、所要の改正を行うもの</p>
2 規則案の内容	<p>1 改正の内容 教育職員免許法等の改正に伴う免許更新制の発展的解消に係る規定整備（第1条から第4条まで、第15条、第17条、第19条から第32条まで、別表第1、様式第8号の2、様式第18号、様式第19号及び様式第22号から様式第28号まで関係）</p> <p>2 施行期日 令和4年7月1日</p>
3 他の条例等との関連	<p>富山県手数料条例 令和4年6月議会で改正済み</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	<p>特になし</p>

議案第15号

富山県教育職員免許状に関する規則一部改正の件

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を次のように改正する。

令和4年6月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行法」という。）、「施行法」という。）及び」に改め、「及び免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。）」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条各号列記以外の部分中「若しくは第2項、第16条の2第1項若しくは第2項」を「、第16条第1項」に、「昭和29年改正法」を「教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号。以下「昭和29年改正法」という。）」に改め、同条第3号中「又は第2項」を削り、同条第5号中「、第3号若しくは第8号」を「若しくは第3号」に改め、同条第8号を削る。

第4条各号列記以外の部分中「、第3項若しくは第4項」を「若しくは第3項」に改め、同条第11号を削り、同条第12号中「、第4号若しくは前号」を「若しくは第4号」に改め、同号を同条第11号とする。

第15条中「及び平成20年改正施行規則附則第14条」を削る。

第17条中「又は平成19年改正法附則第2条第6項」を削る。

第19条から第31条までを削り、第32条を第19条とする。

別表第1の(4)のアの備考中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める。

様式第8号の2中「第5条第4項」を「第5条第3項」に改める。

様式第18号中「

有効期間の満了日 (修了確認期限)

」を「

(旧) 有効期間の満了の日 ((旧) 修了確認期限)

」に改める。

様式第19号中

「 授 与 条 件

有効期間の満了の日 年 月 日

を

「 授 与 条 件

に改める。

様式第22号から様式第28号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県教育職員免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

現行	改正案	備考						
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)、教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。)、<u>教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。)</u>及び<u>免許状更新講習規則(平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。)</u>に定めるもののほか、教育職員の免許状に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略称)</p> <p>第2条 この規則で次の表の左欄に掲げる法令は、それぞれ当該右欄に掲げるように略称する。</p> <table border="1" data-bbox="738 1216 1082 2089"> <tr> <td>教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)</td> <td>昭和29年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)</td> <td>平成19年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)</td> <td>平成20年改正施行規則</td> </tr> </table>	教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)	昭和29年改正法	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)	平成19年改正法	教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)	平成20年改正施行規則	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)、教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。)<u>及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。)</u>に定めるもののほか、教育職員の免許状に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 削除</p>	<p>教育職員免許法の改正に伴う免許更新制の発展的解消に係る規定整備</p> <p>同上</p>
教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)	昭和29年改正法							
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)	平成19年改正法							
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)	平成20年改正施行規則							
<p>(普通免許状授与の意願)</p> <p>第3条 免許法第4条の2第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第16条の2第1項若しくは第2項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、附則第8項若しくは附則第11項、<u>昭和29年改正法</u>第10項若しくは教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成12年法律第29号)附則第2項若しくは附則第3項の規定により、免許状の授与を受けよ</p>	<p>(普通免許状授与の意願)</p> <p>第3条 免許法第4条の2第1項若しくは第2項、第5条第1項、<u>第16条第1項</u>、<u>第16条の3第1項</u>、<u>第16条の4第1項</u>、<u>附則第8項若しくは附則第11項、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号。以下「昭和29年改正法」という。)</u>附則第10項若しくは教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成12年法律第29号)附則第2項若しくは附則第3項の規定により、免許状の授与を受けよ</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>						

<p>うとする者（教育職員検定による出願者を除く。）又は免許法第5条の2第3項の規定に基づき特別支援教育領域の追加を申し出る者（教育職員検定による出願者を除く。）は、次に掲げる書類を富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 学力に関する証明書又は単位修得証明書（免許法第5条第1項又は第2項の規定により免許状の授与を受けようとする者に限る。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 戸籍抄本（第2号、第3号若しくは第8号に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は免許状に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。）</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>(8) <u>免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（免許法第5条第2項、第16条の2第2項、附則第8項若しくは附則第11項又は昭和29年改正法附則第10項の規定により免許状の授与を受けようとする者に限る。）</u></p> <p>（検定による普通免許状授与の意願）</p> <p>第4条 普通免許状の授与を受けるため、免許法第6条第1項、第3項若しくは第4項の教育職員検定を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定に基づき教育職員検定により特別支援教育領域の追加を申し出る者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（免許法第6条第4項の規定により免許状の授与を受けようとする者に限る。）</u></p> <p>(12) 戸籍抄本（第2号、第3号、第4号若しくは前号に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は免許状に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。）</p>	<p>うとする者（教育職員検定による出願者を除く。）又は免許法第5条の2第3項の規定に基づき特別支援教育領域の追加を申し出る者（教育職員検定による出願者を除く。）は、次に掲げる書類を富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 学力に関する証明書又は単位修得証明書（免許法第5条第1項<u> </u>の<u> </u>の規定により免許状の授与を受けようとする者に限る。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 戸籍抄本（第2号若しくは第3号<u> </u>に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は免許状に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。）</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p><u> </u>（削る。）</p> <p>（検定による普通免許状授与の意願）</p> <p>第4条 普通免許状の授与を受けるため、免許法第6条第1項若しくは第3項<u> </u>の教育職員検定を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定に基づき教育職員検定により特別支援教育領域の追加を申し出る者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u> </u>（削る。）</p> <p>(11) 戸籍抄本（第2号、第3号若しくは第4号<u> </u>に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は免許状に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。）</p>	<p>教育職員免許法等の改正に伴う免許更新制の発展的解消に係る規定整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	---	---

<p>第4条の2～第14条 (略)</p> <p>(原簿)</p> <p>第15条 免許法第8条の規定による免許状の原簿には、施行規則第74条第2項及び平成20年改正施行規則第14条に定められた事項を記載するものとする。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(免許状の返納)</p> <p>第17条 免許法第10条第2項(同法第11条第5項において準用する場合を含む。)又は平成19年改正法附則第2条第6項の規定により免許状を返納する場合は、当該免許状に、免許状返納書(様式第21号)を添えて返納するものとする。</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(有効期間更新の申請)</p> <p>第19条 免許法第9条の2第1項の規定により免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1) <u>有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)(様式第22号)</u></p> <p>(2) <u>教育職員免許状に関する次の書類のうち必要なもの</u></p> <p>ア <u>教育職員免許状の写し又は授与証明書</u></p> <p>イ <u>施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新に関する証明書(以下「有効期間更新証明書」という。)</u>又は有効期間の延長に関する証明書(以下「有効期間延長証明書」という。)</p>	<p>第4条の2～第14条 (略)</p> <p>(原簿)</p> <p>第15条 免許法第8条の規定による免許状の原簿には、施行規則第74条第2項に定められた事項を記載するものとする。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(免許状の返納)</p> <p>第17条 免許法第10条第2項(同法第11条第5項において準用する場合を含む。)の規定により免許状を返納する場合は、当該免許状に、免許状返納書(様式第21号)を添えて返納するものとする。</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(削る。)</p>	<p>教育職員免許法の改正に伴う免許更新制の発展的解消に係る規定整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	---	--

<p>(3) <u>免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修修証明書</u></p> <p>(4) <u>戸籍抄本（第2号若しくは第3号に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は有効期間更新証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。）</u></p> <p>2 <u>施行規則第61条の4各号のいずれかに該当する者が免許状の有効期間の更新を受けようとする場合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの）（様式第23号）</u></p> <p>(2) <u>前項第2号及び第3号に規定する書類</u></p> <p>(3) <u>表彰状の写し（第31条に規定する表彰を受けた者に限る。）</u></p> <p>(4) <u>戸籍抄本（第2号若しくは第3号に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は有効期間更新証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。）</u></p> <p><u>（有効期間延長の申請）</u></p> <p>第20条 <u>施行規則第61条の9第1項の申請を行う者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>有効期間延長申請書（様式第24号）</u></p> <p>(2) <u>前条第1項第2号に規定する書類</u></p> <p>(3) <u>戸籍抄本（前号の書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は有効期間延長証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。）</u></p> <p>(4) <u>施行規則第61条の5各号のいずれかに該当することを示す書類</u></p> <p><u>（更新講習修了確認の申請）</u></p> <p>第21条 <u>平成19年改正法附則第2条第2項の規定により更新講習修了確認を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする</u></p>	<p>教育職員免許法等の改正に伴う免許更新制の発展的解消に係る規定整備</p> <p>同上</p>
---	---

<p>る。</p> <p>(1) <u>更新講習修了確認申請書（様式第25号）</u></p> <p>(2) <u>教育職員免許状に関する次の書類のうち必要なもの</u></p> <p>ア <u>教育職員免許状の写し又は授与証明書</u></p> <p>イ <u>平成20年改正施行規則附則第18条各号に規定する証明書</u></p> <p>(3) <u>免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書</u></p> <p>(4) <u>戸籍抄本（第2号若しくは第3号に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は平成20年改正施行規則附則第18条第1号に規定する証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。）</u></p> <p><u>（平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認の申請）</u></p> <p>第22条 <u>平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認申請書（様式第26号）</u></p> <p>(2) <u>前条第2号及び第3号に規定する書類</u></p> <p>(3) <u>戸籍抄本（前号の書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は平成20年改正施行規則附則第18条第2号に規定する証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。）</u></p> <p><u>（修了確認期限延期の申請）</u></p> <p>第23条 <u>平成19年改正法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期の申請を行う者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>修了確認期限延期申請書（様式第27号）</u></p> <p>(2) <u>第21条第2号に規定する書類</u></p> <p>(3) <u>戸籍抄本（前号の書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は平成20年改正施行規則附則第18条第3号に規定する証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。）</u></p> <p>(4) <u>平成20年改正施行規則附則第7条第1項各号のいずれかに該当する</u></p>	<p>教育職員免許 法等の改正に 伴う免許更新 制の発展的解 消に係る規定 整備</p> <p>同上</p>
--	--

ことを示す書類

(免許状更新講習の受講免除認定の申請)

第24条 平成19年改正法附則第2条第5項括弧書の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。

- (1) 免許状更新講習免除申請書 (様式第28号)
- (2) 第21条第2号に規定する書類
- (3) 表彰状の写し (第31条に規定する表彰を受けた者に限る。)
- (4) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣が定める者 (平成20年文部科学省告示第51号) 第1号又は第2号に定める者にあつては、これに該当することを証する書類
- (5) 戸籍抄本 (第2号、第3号若しくは第4号の書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は平成20年改正施行規則附則第18条第4号に規定する証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。)

(修了確認義務を課す教育委員会の職員)

第25条 平成20年改正施行規則附則第3条第2号の規定に基づき免許管理者が定める者は、富山県又は富山県内の市町村 (以下「県市町村」という。)
が設置する学校の教育職員として任命されたことのある者 (以下「教育職員であつたことのある者」という。)であつて、教育委員会又は富山県内の市町村教育委員会 (以下「市町村教育委員会」という。)の要請により、教育委員会又は市町村教育委員会の本庁、出先機関若しくは教育機関又はこれらに相当するものに職員として在職するものとする。

(修了確認義務を課す教育の職)

第26条 平成20年改正施行規則附則第3条第3号の規定に基づき免許管理

(削る。)

教育職員免許法等の改正に伴う免許更新制の発展的解消に係る規定整備

同上

(削る。)

同上

(削る。)

者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育職員であつたことのある者であつて、教育委員会又は市町村教育委員会の要請により県市町村の職員として在職するもの
- (2) 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する国立大学法人、学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の理事

（更新講習を受講することができる教育委員会の職員）

第27条 更新講習規則第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員であつたことのある者であつて、教育委員会又は市町村教育委員会の要請により、教育委員会又は市町村教育委員会の本庁、出先機関若しくは教育機関又はこれらに相当するものに職員として在職するものとする。

（更新講習を受講することができる教育の職）

第28条 更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育職員であつたことのある者であつて、教育委員会又は市町村教育委員会の要請により国又は県市町村の職員として在職するもの
- (2) 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する国立大学法人、学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の理事
- (3) 教育職員であつたことのある者であつて、教育委員会又は市町村教育委員会の要請により更新講習規則第9条第1項第3号ホの文部科学大臣が指定した独立行政法人の職員として在職するもの

（削る。）

教育職員免許法等の改正に伴う免許更新制の発展的解消に係る規定整備

（削る。）

同上

(更新講習の免除対象者)

第29条 施行規則第61条の4第2号及び平成20年改正施行規則附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員であつたことのある者で、教育委員会又は市町村教育委員会の要請により、教育委員会又は市町村教育委員会の本庁、出先機関若しくは教育機関又はこれらに相当するものに職員として在職するものであつて、免許状更新講習を受講する必要がないものとして教育長が別に定める者とする。

第30条 施行規則第61条の4第4号及び平成20年改正施行規則附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 教育職員であつたことのある者で、教育委員会又は市町村教育委員会の要請により、国又は県市町村の職員として在職するものであつて、免許状更新講習を受講する必要がないものとして教育長が別に定めるもの

(2) 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する国立大学法人、学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の理事

(3) 教育職員であつたことのある者で、教育委員会又は市町村教育委員会の要請により、施行規則第61条の4第4号ホにより文部科学大臣が指定した独立行政法人の職員として在職するものであつて、免許状更新講習を受講する必要がないものとして教育長が別に定めるもの

第31条 施行規則第61条の4第5号及び平成20年改正施行規則附則第10条第1項第5号の免許管理者が定める表彰等は、次に掲げる表彰であつて、有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年の間に表彰されたものとする。

(1) 文部科学大臣優秀教員表彰

(削る。)

教育職員免許法の改正に伴う免許更新制の発展的解消に係る規定整備

(削る。)

同上

(削る。)

同上

(2) 富山県教育委員会表彰等規則第2条の規定による優良教職員表彰

(3) 前2号に準ずる表彰として教育長が別に定めるもの

第32条 (略)

別表第1 (第11条関係)

(1)～(3) (略)

(4) 高等学校教員の免許状

ア (略)

備考 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第5条第6項の規定により、高等学校助教諭臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について4単位以上を修得していないものであるときは、この表の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の欄に掲げる単位数に、4単位に不足する単位数を加えて修得しなければならぬ。

イ、ウ (略)

(5)、(6) (略)

別表第2 (略)

様式第1号～様式第8号 (略)

第19条 (略)

別表第1 (第11条関係)

(1)～(3) (略)

(4) 高等学校教員の免許状

ア (略)

備考 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第5条第5項の規定により、高等学校助教諭臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について4単位以上を修得していないものであるときは、この表の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の欄に掲げる単位数に、4単位に不足する単位数を加えて修得しなければならぬ。

イ、ウ (略)

(5)、(6) (略)

別表第2 (略)

様式第1号～様式第8号 (略)

教育職員免許法等の改正に伴う免許更新制の発展的解消に係る規定整備

同上

様式第8号の2 (第4条の2関係)

特別免許状推薦書

富山県教育委員会 殿

任命権者
(雇用者)

勤務予定学校の長

年 月 日

教育職員免許法第5条第4項の規定により、下記のとおり推薦します。

記

氏 名	
生年月日	
上記の者を推薦する理由	担当する教科に 関する専門的な 知識経験又は技 能について 社会的信望及び 教員の職務を行 うに必要な熱意 と識見について
	その他の推薦理由

様式第9号～様式第17号 (略)

様式第8号の2 (第4条の2関係)

特別免許状推薦書

富山県教育委員会 殿

任命権者
(雇用者)

勤務予定学校の長

年 月 日

教育職員免許法第5条第3項の規定により、下記のとおり推薦します。

記

氏 名	
生年月日	
上記の者を推薦する理由	担当する教科に 関する専門的な 知識経験又は技 能について 社会的信望及び 教員の職務を行 うに必要な熱意 と識見について
	その他の推薦理由

様式第9号～様式第17号 (略)

教育職員免許
法等の改正に
伴う免許更新
制の発展的解
消に係る規定
整備

様式第 18 号 (第 13 条関係)

第 号

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地
氏 名
生 年 月 日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類	
教科、事項又は領域	
免許状番号	
授与年月日	
授与権者	
追加した領域及び追加年月日	領域名 追加年月日
根拠規定	
有効期間の満了日 (修了確認期限)	
備考	

年 月 日

富山県教育委員会

印

様式第 18 号 (第 13 条関係)

第 号

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地
氏 名
生 年 月 日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類	
教科、事項又は領域	
免許状番号	
授与年月日	
授与権者	
追加した領域及び追加年月日	領域名 追加年月日
根拠規定	
(旧)有効期間の満了の日 ((旧) 修了確認期限)	
備考	

年 月 日

富山県教育委員会

印

教育職員免許
法等の改正に
伴う免許更新
制の発展的解
消に係る規定
整備

様式第 19 号 (第 14 条関係)

有効期間の満了の日 年 月 日

授与条件

(番号)

年月日

記

富山県教育委員会
印

右の者に教育職員免許法(第 4 条)の定めるところにより左記の(教科・自立教科・事項)について(教育職員)特別免許状を授与する。

年 月 日 生 (通称名) (旧姓名)

本籍地

(教育職員)特別免許状

様式第 19 号の 2 ～様式第 21 号 (略)

様式第 19 号 (第 14 条関係)

授与条件

(番号)

年月日

記

富山県教育委員会
印

右の者に教育職員免許法(第 4 条)の定めるところにより左記の(教科・自立教科・事項)について(教育職員)特別免許状を授与する。

年 月 日 生 (通称名) (旧姓名)

本籍地

(教育職員)特別免許状

様式第 19 号の 2 ～様式第 21 号 (略)

教育職員免許法等の改正に伴う免許更新制の発展的解消に係る規定整備

様式第 22 号 (第 19 条関係)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの)

富山県
収入証紙

年 月 日

富山県教育委員会 殿

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏 名		生年月日
※ 旧姓又は通称名がある場合、更新証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にレ印を付すこと。)		
ふりがな 旧 姓 ()	ふりがな 通称名 ()	
勤務 (予定) 校・ 機 関		職 名

教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

(有する免許状)

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与種者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

(修了又は履修した免許状更新講習)

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	/
選択必修領域		年 月 日	/
選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

(削る。)

教育職員免許
法等の改正に
伴う免許更新
制の発展的解
消に係る規定
整備

様式第 23 号 (第 19 条関係)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習受講免除によるもの)

富山県
収入証紙

年 月 日

富山県教育委員会 殿

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号)	電話番号
ふりがな 氏 名		生年月日	
※ 旧姓又は通称名がある場合、免除証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にレ印を付すこと。)			
ふりがな 旧姓 ()	ふりがな 通称名 ()		
勤務 (予定) 校・ 機 関		職 名	

教育職員免許法施行規則第 61 条の 4 に規定する者に該当するため、教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、免許状更新講習の受講免除の上で有効期間の更新を受けることを申請します。

1 免除事由

2 有する免許状

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

上記の者は、教育職員免許法施行規則第 61 条の 4 に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名)

(削る。)

教育職員免許
法等の改正に
伴う免許更新
制の発展的解
消に係る規定
整備

様式第 24 号 (第 20 条関係)

有効期間延長申請書

富山県
収入証紙

年 月 日

富山県教育委員会 殿

本籍地 ふりがな 氏 名	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号	生年月日
※ 旧姓又は通称名がある場合、延長証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する、 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にレ印を付すこと。)			
ふりがな 旧姓 ()	ふりがな 通称名 ()		
勤務 (予定) 校・ 機関	職 名		

教育職員免許法第 9 条の 2 第 5 項及び教育職員免許法施行規則第 61 条の 6 の規定に基づき、
免許状の有効期間について 年 月 日まで延長を受けることを申請します。

1 延長事由

2 有する免許状

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

3 延長前の有効期間

年 月 日

上記の者は、教育職員免許法第 9 条の 3 第 4 項
教育職員免許法施行規則第 61 条の 5
に規定する事由に該当することを証
明します。

年 月 日

(証明者名)

(削る。)

教育職員免許
法等の改正に
伴う免許更新
制の発展的解
消に係る規定
整備

様式第 25 号 (第 21 条関係)

富山県
収入証紙

更新講習修了確認申請書

年 月 日

富山県教育委員会 殿

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏 名	生年月日	
※ 旧姓又は通称名がある場合、更新証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にレ印を付すこと。)		
ふりがな 旧姓 ()	ふりがな 通称名 ()	
勤務 (予定) 校・ 機 関	職 名	

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則
第 2 条第 2 項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号)
附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

(有する免許状)

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

(修了又は履修した免許状更新講習)

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	/
選択必修領域		年 月 日	/
選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

(削る。)

教育職員免許
法等の改正に
伴う免許更新
制の発展的解
消に係る規定
整備

様式第 26 号 (第 22 条関係)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号の承認申請書

富山県
収入証紙

年 月 日

富山県教育委員会 殿

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号)
ふりがな	電話番号	生年月日
氏名		
※ 旧姓又は通称名がある場合、確認証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。		
(該当する□の中にレ印を付すこと。)		
ふりがな	ふりがな	
旧姓 ()	通称名 ()	
勤務 (予定) 校・	職 名	
機 関		

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する確認を受けることを申請します。

(有する免許状)

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

(修了又は履修した免許状更新講習)

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	/
選択必修領域		年 月 日	/
選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

(削る。)

教育職員免許
法等の改正に
伴う免許更新
制の発展的解
消に係る規定
整備

様式第 27 号 (第 23 条関係)

修了確認期限延期申請書

富山県
収入証紙

年 月 日

富山県教育委員会 殿

本籍地 都・道 府・県	現住所 (郵便番号)
電話番号	
ふりがな 氏名	生年月日
※ 旧姓又は通称名がある場合、延期証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。	
(該当する□の中にレ印を付すこと。)	
ふりがな 旧姓 ()	ふりがな 通称名 ()
勤務 (予定) 校・ 機関	職名

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 4 項の規定に基づき、 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

1 延期事由

2 有する免許状

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

3 延期前の修了確認期限 年 月 日

上記の者は、 教育職員免許法第 9 条の 3 第 4 項
に規定する事由に該当
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令
(平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 7 条

することを証明します。

年 月 日

(証明者名)

(削る。)

教育職員免許
法等の改正に
伴う免許更新
制の発展的解
消に係る規定
整備

様式第 28 号 (第 24 条関係)

免許状更新講習免除申請書

富山県
収入証紙

年 月 日

富山県教育委員会 殿

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏 名	生年月日	
※ 旧姓又は通称名がある場合、免除証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。		
(該当する口の中にレ印を付すこと。)		
ふりがな 旧姓 () 通称名 ()	ふりがな 旧姓 () 通称名 ()	
勤務 (予定) 校・ 機 関	職 名	

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則
第 2 条第 5 項活動証書の規定に基づき、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることを申請し
ます。

1 免除事由

2 有する免許状

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与種者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9
号) 附則第 10 条第 1 項に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名)

(削る。)

教育職員免許
法等の改正に
伴う免許更新
制の発展的解
消に係る規定
整備

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和4年6月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻布佳子

記

令和4年6月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和4年6月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和4年6月2日

富山県教育委員会

教育長 荻布佳子

財 第 30 号

令和4年5月27日

富山県教育委員会

教育長 荻布 佳子 殿

富山県知事 新 田 八 朗



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和4年6月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和4年度富山県一般会計補正予算（第2号）
- 2 富山県手数料条例一部改正の件

令和4年度6月補正予算提案見込額 総括表

1 一般会計

単位：千円

区 分		既定予算額	補正予算額	計	構成比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)
教育総務費	事業費	2,691,837		2,691,837	4.1%	0.0%
	給与費	991,649		991,649		
	計	3,683,486		3,683,486		
小学校費	事業費	214,863		214,863	33.2%	0.0%
	給与費	29,960,589		29,960,589		
	計	30,175,452		30,175,452		
中学校費	事業費	190,651		190,651	20.6%	0.0%
	給与費	18,565,720		18,565,720		
	計	18,756,371		18,756,371		
高等学校費	事業費	6,648,567	700	6,649,267	29.1%	0.0%
	給与費	19,851,752		19,851,752		
	計	26,500,319	700	26,501,019		
特別支援 学校費	事業費	1,278,052	300	1,278,352	11.1%	0.0%
	給与費	8,790,268		8,790,268		
	計	10,068,320	300	10,068,620		
社会教育費	事業費	635,161		635,161	1.3%	0.0%
	給与費	575,764		575,764		
	計	1,210,925		1,210,925		
保健体育費	事業費	405,608	44,400	450,008	0.6%	10.9%
	給与費	129,857		129,857		
	計	535,465	44,400	579,865		
合 計	事業費	12,064,739	45,400	12,110,139	100.0%	0.4%
	給与費	78,865,599	0	78,865,599		
	計	90,930,338	45,400	90,975,738		

令和4年度6月補正予算 一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案 見込額	財源内訳			備 考
			国支出金	その他	一般財源	
教育企 画課	全日制高等学校運営費 特別支援学校運営費	1,000	補	1,000		物価高騰による学校給食及び寄宿舎 食等への影響を鑑み、その質を維持 するための費用を補填
保健体 育課	学校給食等管理指導費	4,000	補	4,000		
保健体 育課	学校体育団体活動推進 事業費	40,400	補	40,400		
事業費計		45,400		45,400		

※注)補:補助金

富山県手数料条例の一部を改正する条例案要綱

経営管理部財政課

(櫻井主事 内線3286)

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの
2 条例案の内容	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律が改正され、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されたことに伴う手数料の新設その他規定整備（別表第1の389の5の項及び389の6の項関係）</p> <p>(2) 教育職員免許法が改正され、教育職員の普通免許状及び特別免許状の有効期間の定めがなくなること等に伴う手数料の削除及び条項ずれの規定整備（別表第1の396の項から398の項まで、399の2の項、399の3の項及び400の2の項から400の4の項まで関係）</p> <p>2 施行期日</p> <p>1の(1) 令和4年10月1日</p> <p>1の(2) 令和4年7月1日</p>
3 他の条例等との関連	富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第5号）別途改正予定
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和4年6月 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の389の5の項中「第5項まで」を「第7項まで」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「確認書」という。）又はその」を「確認書」という。）若しくは同条第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書（次項において「住宅性能評価書」という。）又はこれらの」に、「新築に関する計画」を「新築に関する長期優良住宅建築等計画」に、「又は改築に関する計画」を「若しくは改築に関する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画」に、

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書（次項において「住宅性能評価書」という。）又はその写しを添付するもの 360,000円の範囲内において、住戸の数の区分に応

		じ規則で定める額 ウ ア又はイ以外のもの の次に掲げる区分 に応じ、それぞれ次 に定める額
を 「		イ ア以外のもの の次に掲げる区分に 応じ、それぞれ次に 定める額

に改め、同表の 389の6 の項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「確認書又はその」を「確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの」に、「新築に関する計画」を「新築に関する長期優良住宅建築等計画」に、「又は改築に関する計画」を「若しくは改築に関する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画」に、

		イ 住宅性能評価書又はその写しを添付するもの 290,000円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額 ウ ア又はイ以外のもの の次に掲げる区分 に応じ、それぞれ次 に定める額
を		

イ ア以外のもの 次 に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める 額
--

に改め、同表の 396の項中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改め、同表の 397の項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同表の 398の項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同表の 399の2の項、 399の3の項及び 400の2の項から 400の4の項までを削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1の 396の項から 398の項まで、 399の2の項、 399の3の項及び 400の2の項から 400の4の項までの改正規定は、同年7月1日から施行する。

富山県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

現行	改正案		備考									
<p>第1条、第2条 略</p> <p>(手数料の種類及び額)</p> <p>第3条 手数料を徴収する事務の名称並びに手数料の名称及び額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第4条～第10条 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p>	<p>第1条、第2条 略</p> <p>(手数料の種類及び額)</p> <p>第3条 同左</p> <p>第4条～第10条 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="694 840 758 1198">事務の名称</th> <th data-bbox="694 526 758 840">手数料の名称</th> <th data-bbox="694 51 758 526">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="758 840 805 1198">1～389の4 略</td> <td data-bbox="758 526 805 840"></td> <td data-bbox="758 51 805 526"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 840 1412 1198">389の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定の申請に対する審査</td> <td data-bbox="805 526 1412 840">長期優良住宅建築等計画 認定申請手数料</td> <td data-bbox="805 51 1412 526">(1) 同左</td> </tr> </tbody> </table>	事務の名称	手数料の名称	手数料の額	1～389の4 略			389の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画 認定申請手数料	(1) 同左	<p>建築行為を伴わない既存住宅の認定に係る手数料の追加及び手数料の名称変更</p>
事務の名称	手数料の名称	手数料の額										
1～389の4 略												
389の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画 認定申請手数料	(1) 同左										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="694 1803 758 2161">事務の名称</th> <th data-bbox="694 1512 758 1803">手数料の名称</th> <th data-bbox="694 1198 758 1512">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="758 1803 1412 2161">389の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定の申請に対する審査</td> <td data-bbox="758 1512 1412 1803">長期優良住宅建築等計画 認定申請手数料</td> <td data-bbox="758 1198 1412 1512">(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出をしない場合にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の規定により交付された当該</td> </tr> </tbody> </table>	事務の名称	手数料の名称	手数料の額	389の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画 認定申請手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出をしない場合にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の規定により交付された当該						
事務の名称	手数料の名称	手数料の額										
389の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画 認定申請手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出をしない場合にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の規定により交付された当該										

		<p>は改築に関する 計画 _____の _____の 認定 550,000円 の範囲内におい て、住戸の数の区 分に応じ規則で 定める額</p> <p>イ 住宅の品質確保 の促進等に関する 法律第6条の2第 4項の規定により 当該住宅の構造及 び設備が長期使用 構造等である旨が 記載された住宅性 能評価書(次項にお いて「住宅性能評価 書」という。)又は その写しを添付す るもの 360,000円 の範囲内において、 住戸の数の区分に 応じ規則で定める 額</p> <p>ウ ア又はイ以外の</p>		<p>しくは改築に関 する長期優良住 宅建築等計画又 は長期優良住宅 維持保全計画の 認定 550,000円 の範囲内におい て、住戸の数の区 分に応じ規則で 定める額 (削る。)</p> <p>規定整備 (手数料が同 額であるため、 アに統合)</p> <p>イ ア 以外の 規定整備</p>	<p>わない既存住 宅の認定に係 る手数料の追 加</p>
--	--	--	--	---	---

<p>もの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 住宅の新築に関する計画</p> <p>の認定</p> <p>3,300,000円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(イ) 住宅の増築又は改築に関する計画</p> <p>の</p> <p>認定 5,000,000円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(2) 略</p>				<p>規定整備</p>
<p>もの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 住宅の新築に関する長期優良住宅建築等計画の認定</p> <p>3,300,000円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(イ) 住宅の増築若しくは改築に関する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定 5,000,000円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(2) 略</p>				<p>建築行為を伴わない既存住宅の認定に係る手数料の追加</p>

<p>389の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画 変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき申請をしない場合においては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 確認書又はその</p> <hr/> <p>写しを添付するもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 住宅の新築に関する計画</p> <hr/> <p>の認定 290,000円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(イ) 住宅の増築又は改築に関する計画</p>	<p>389の6 同左</p>	<p>長期優良住宅建築等計画 変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 同左</p> <p>ア 確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付するもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 住宅の新築に関する長期優良住宅建築等計画の認定 290,000円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(イ) 住宅の増築若しくは改築に関する長期優良住宅建築等計画又</p>	<p>手数料の名称 変更</p> <p>規定整備</p> <p>同上</p> <p>建築行為を伴わない既存住宅の認定に係る手数料の追</p>
--	----------------------------------	--	-----------------	----------------------------------	--	--

		<p>_____の 認定 430,000円 の範囲内において、住戸の数の区 分に 応じ規則で 定める額</p> <p><u>イ 住宅性能評価書</u> 又はその写しを添 付するもの 290,000円の範囲内 において、住戸の数 の区分に 応じ規則 で定める額</p> <p>ウ ア又はイ以外の もの 次に掲げる 区分に 応じ、それ ぞれ次に 定める額</p> <p>(7) 住宅の新築に 関する計画 _____の認 定 1,800,000円 の範囲内 において、 住戸の数の 区分に 応じ規則 で定める 額</p> <p>(4) 住宅の増築又は 改築に関する計</p>			<p>加 は長期優良住宅 維持保全計画の 認定 430,000円 の範囲内におい て、住戸の数の区 分に 応じ規則で 定める額 (削る。)</p> <p>規定整備 (手数料が同 額であるため、 アに統合)</p> <p>イ ア _____以外の もの 次に掲げる 区分に 応じ、それ ぞれ次に 定める額</p> <p>(7) 住宅の新築に 関する長期優良住 宅建築等計画の認 定 1,800,000円 の範囲内におい て、住戸の数の区 分に 応じ規則で 定める額</p> <p>(4) 住宅の増築若 しくは改築に関 する計画 _____の認 定 1,800,000円 の範囲内 において、 住戸の数の 区分に 応じ規則 で定める 額</p> <p>(4) 住宅の増築又は 改築に関する計</p> <p>建築行為を伴 わない既存住</p>
--	--	--	--	--	--

		<p>画</p> <p>の</p> <p>認定 2,700,000 円の範囲内におい て、住戸の数の区 分に応じ規則で定 める額</p> <p>(2) 略</p>		<p>する長期優良住 宅建築等計画又 は長期優良住宅 維持保全計画の 認定 2,700,000 円の範囲内にお いて、住戸の数の 区分に応じ規則 で定める額</p> <p>(2) 略</p>	<p>宅の認定に係 る手数料の追 加</p>	
389の7～395 略						
<p>396 教育職員免許法(昭和 24年法律第147号)第5条 第1項及び第16条の2第 1項の規定に基づく普通 免許状の授与</p>	<p>教育職員の普通免許状の 授与手数料</p>	<p>3,300円</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>	<p>教育職員免許 法の改正に伴 う条項ずれの 規定整備</p>	
<p>397 教育職員免許法第5条 第3項の規定に基づく特 別免許状の授与</p>	<p>教育職員の特別免許状の 授与手数料</p>	<p>3,300円</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>	<p>同上</p>	
<p>398 教育職員免許法第5条 第6項の規定に基づく臨 時免許状の授与</p>	<p>教育職員の臨時免許状の 授与手数料</p>	<p>1,700円</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>	<p>同上</p>	
398の2、399 略						
<p>399の2 教育職員免許法第 9条の2第1項の規定に 基づく普通免許状又は特 別免許状の有効期間の更 新の申請に対する審査</p>	<p>教育職員の普通免許状又 は特別免許状の有効期間 の更新申請手数料</p>	<p>3,300円</p>	<p>398の2、399 略 (削る。)</p>			<p>教育職員免許 法の改正に伴 う手数料の削 除</p>

<p>399の3 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請に対する審査</p>	<p>教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長申請手数料</p>	<p>2,000円</p>	<p>(削る。)</p>	<p>教育職員免許法の改正に伴う手数料の削除</p>
<p>400 略</p>			<p>400 略</p>	<p>同上</p>
<p>400の2 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。次項及び400の4の項において「改正法」という。)附則第2条第2項の規定に基づく免許状更新講習修了確認(同条第3項第3号に規定する免許管理者による確認を含む。)の申請に対する審査</p>	<p>教育職員の免許状更新講習修了確認申請手数料</p>	<p>3,300円</p>	<p>(削る。)</p>	<p>同上</p>
<p>400の3 改正法附則第2条第4項の規定に基づく免許状更新講習修了確認期限の延期の申請に対する審査</p>	<p>教育職員の免許状更新講習修了確認期限の延期申請手数料</p>	<p>2,000円</p>	<p>(削る。)</p>	<p>同上</p>
<p>400の4 改正法附則第2条第5項の規定に基づく免許状更新講習を受ける必要がないことの認定の申請に対する審査</p>	<p>教育職員の免許状更新講習免除認定申請手数料</p>	<p>3,300円</p>	<p>(削る。)</p>	<p>同上</p>

401～474 略
備考
1～14 略
別表第2、別表第3 略

401～474 略
備考
1～14 略
別表第2、別表第3 略

令和5年度富山県公立学校教員採用選考検査 志願状況について

1 概要

(1) 日程

- ・募集期間 令和4年5月6日(金)～6月1日(水)
- ・1次検査 7月16日(土) 7月17日(日)
- ・2次検査 8月20日(土) 8月21日(日)

(2) 採用予定者数 330名程度(特別選考「障害者」若干名を含む。)(A)

2 志願者数

(1) 志願者総数 756人(B)

(2) 志願倍率＝ 2.3倍(B/A)

(3) 種目別志願者数

種 目	小 学 校		中学校 高等学校		特別支援学校A		特別支援学校B		養 護 教 諭		栄 養 教 諭		総 数		
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	
一般選考	238	195	325	329	32	27	10	18	53	44	13	20	671	633	
特別選考	社会人経験A	3	4	15	14	2	0	2	3	4	2	0	0	26	23
	社会人経験B	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
	教職経験	12	23	7	10	4	3	0	0	0	2	3	0	26	38
	特定資格	0	0	3	6	1	0	0	0	0	0	0	0	4	6
	国際貢献	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	スポーツ実績	-	-	13	11	-	-	-	-	-	-	-	-	13	11
	障害者	0	1	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	3	3
	大学推薦	10	22	-	11	-	4	-	-	-	-	-	-	10	37
計	263	245	365	385	41	37	12	21	57	48	16	20	754	756	
前年比	人数[人]	△ 18	△ 20	△ 4	△ 9	△ 9	4	△ 9	25.0	2			2		
	[%]	△ 6.8	△ 5.5	△ 9.8	75.0	△ 15.8	25.0			0.3					

<参考>

志願者総数の年度別推移

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
志願者数[人]	1,141	1,159	1,092	1,105	1,049	929	822	836	754	756
採用予定者数[人]	320	325	310	300	300	300	315	330	330	330
倍率[倍]	3.6	3.6	3.5	3.7	3.5	3.1	2.6	2.5	2.3	2.3

(採用予定者数には特別選考を含む)

参 考

今後の教育委員会等の日程について

- 令和4年7月12日(火) 13:00 予定
教育委員会 (県民会館 701 号室)